

警察庁丙交企発第12号

平成16年2月3日

社団法人

日本自動車整備振興会連合会

会長 豊崎 寛 殿

警察庁交通局長

人見 信男

新制度における車検拒否制度の導入に対する協力依頼について

拝復 貴連合会におかれましては、平素から交通安全諸対策活動の推進に御尽力いただきますとともに、警察活動各般にわたり御支援、御協力を賜り、心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、現在、警察庁におきましては、より良好な駐車秩序を確立するために、放置駐車をした車両の使用者に対して、違反金を課する制度を導入することについて検討しております。この制度は違反金の納付が確実になされなければ機能しないことから、使用者に対して納付を促す車検拒否制度が不可欠であると考え、国土交通省の御協力を賜り、当該制度の導入を道路交通法改正試案に盛り込んだところであります。今後、国会においてご審議を頂くこととなりますが、貴連合会におかれましても、何卒御理解を賜り、良好な駐車秩序を確立するため、今後とも御協力の程お願い申し上げます。

なお、御要望につきましては、次のとおり対処してまいる所存であります。

(1)の要望につきましては、法制上の問題もあるところ、違反金の納付を促す方策につき引き続き検討することとします。

(2)の要望につきましては、弁明通知等の機会を捉えて、制度を周知するよう都道府県を指導することとします。

(3)の要望につきましては、違反金の納付確認に要する時間を考慮すると、納付を証明する書面の提示が簡便で正確であると考えております。ただし、将

来において納付確認が即時にできるシステムが構築されれば、提示義務の廃止について検討することとします。また、使用者への拒否理由を記載した書面の交付については、現在、国土交通省において手当てが検討されていると承知しております。

(4)の要望につきましては、警察署等において滞納情報の照会ができるよう都道府県を指導することとします。また、代理人による照会につきましては、例えば、自動車検査証の提示等により簡便な方法で本人の同意を確認するよう都道府県を指導することとします。

(5)の要望につきましては、新制度の施行に向け、貴連合会等関係機関・団体等の協力を得て各種媒体を活用した広報啓発に努めるよう都道府県を指導することとします。

(6)の要望につきましては、違反金の納付に係る現場でのトラブルに対しては、適切に対応するよう都道府県を指導することとします。

敬 具